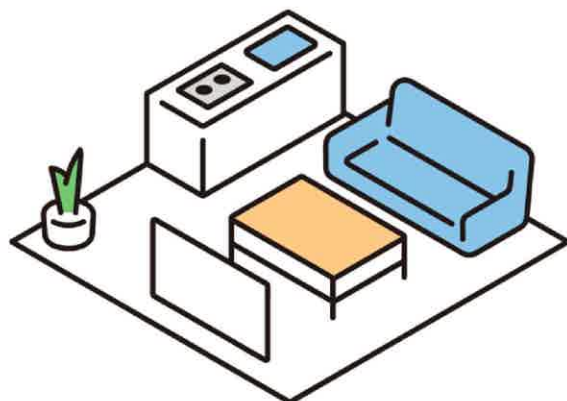


令和8年度募集用(6月分)



さ や ま し し え い じ ゅ う た く

狭山市市営住宅

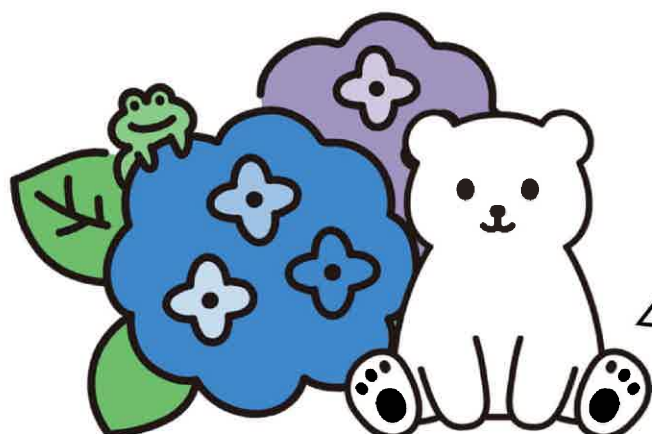
に ゆ う き よ と う ろ く し ゃ ぼ し ゅ う あ ん な い

入居登録者募集案内

～申込期間～

令和8年6月15日(月)から

6月19日(金)まで



申込方法は、
市役所 窓口のみ
です。

問い合わせ 狭山市役所2階 建築住宅課 市営住宅担当
電 話 04-2953-1111(内線 2220・2235)
メールアドレス kentiku@city.sayama.saitama.jp

目 次

	ページ
1 申込み方法等	1
2 申込みから入居まで	2
3 申込み資格	3
4 申込みに必要な書類	6
5 入居にあたって	9
6 登録の無効	10
7 登録の有効期限	10

《申込みに必要な書類》

退職証明書	11
離婚申立書	11
在職証明書	13
給与支払証明書	15
事業所得等収支明細書	17
内縁関係申立書	19
婚約申立書	19
賃貸証明書	21
生活状況申立書(単身者用)	23
市営住宅入居申込書(記入例)	25
よくある質問	27

《別添資料》

- ・市営住宅入居申込書
- ・令和8年度柏原団地内シルバーハウジング用
- ・入居登録者募集市営住宅一覧表(令和8年度)
- ・市営住宅位置図

申込みにあたっての注意事項

- ① この募集案内をよくお読みになってから申込書に記入してください。
- ② 住宅に困窮していない方の申込みはできません。
- ③ 申込みの際は必要書類をそろえてお越してください。
- ④ 申込書には必ず連絡先を明記してください。
- ⑤ 提出書類は、お返ししません。
- ⑥ 申し込み後、書類の不備等ある場合は再度来庁していただくことがあります。
- ⑦ この募集案内は、大切に保管してください。

1 申込み方法等

【書類提出期間】

令和8年6月15日（月）から6月19日（金）まで

【提出場所】

市役所2階 建築住宅課窓口

【受付時間】

9：00～16：30 ※12：00～13：00は除く

申込者全員が提出する書類

	書類の種類	チェック欄
①	市営住宅入居申込書	<input type="checkbox"/>
②	住民票	<input type="checkbox"/>
③	令和8年度（令和7年分所得） 課税証明書又は非課税証明書	<input type="checkbox"/>
④	賃貸契約書の写し	<input type="checkbox"/>

※その他に必要な書類は、申込者によって異なります。詳しくは7ページ以降をご確認ください。

2 申込みから入居まで

(1) 申込み

全員が提出する書類^㉔（P 6）、該当者が提出する書類^{㉕,㉖,㉗}（P 7, 8）を6/15～6/19の受付期間中に建築住宅課窓口まで提出してください。

(2) 審査

入居の資格について審査します。

(3) 登録

希望団地ごとに申込者の登録順位を決定し、令和8年7月下旬に郵送にて通知します。登録期間中に転居等、申込み内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

(4) 入居決定通知

登録順位に従い、入居の斡旋を行います。
入居可能日の約1ヶ月前に連絡し、入居する意思を再確認します。

(5) 入居手続き※

(4)の通知のあった日から10日以内に手続きをしてください。
なお、期間内に手続きをしないと入居資格がなくなります。

(6) 入居

(4)の通知の入居指定日から14日以内に入居してください。なお、期間内に手続きをしないと入居資格がなくなります。

※原則、入居の手続き時、連帯保証人が1名必要です。

(詳細は28ページのよくある質問を参照してください。)

また、敷金（家賃の3ヶ月分）を納入していただきます。

入居期間内に手続きを行えない場合は入居決定が取消しとなり、案内予定であった部屋は次に待っている方にご案内します。

なお、入居決定取消後は登録順位が最後になりますのでご注意ください。

3 申込み資格

申込みできる方は、次の(1)収入基準を満たし(2)共通要件①から⑤(外国人の方は⑥も含む)までの全ての要件を備えていることが条件です。

また、単身者の場合は同条件に加え、(3)単身要件を満たす必要があります。

(1) 収入基準

(入居しようとする世帯全員の年間総所得－控除額) ÷ 12が、次の基準の範囲内にあること

・158,000円以下(一般世帯)

・214,000円以下(裁量世帯)

※詳しい計算方法や控除額等については、市ホームページにて公開しています。



裁量世帯(収入基準の緩和がある世帯)

下記のいずれかに該当する方がいる世帯は、収入月額が「214,000円以下」に緩和されます。

- ア 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- イ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
- ウ **A**(最重度)、A(重度)又はB(中度)の療育手帳の交付を受けている知的障害者の方。
- エ 単身住戸に申込み60歳以上の方。
- オ 60歳以上の方で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満の方。
- カ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であること。)
- キ 被爆者の方。
- ク 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である方。
- ケ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方。
- コ 小学校就学前の児童。

(参考) 給与収入が1人の場合の収入基準早見表(総収入によるもの)

区分	現に同居し又は同居しようとする親族及び別居の扶養親族数				
	0人	1人	2人	3人	4人
一般世帯 158,000円以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下
裁量世帯 214,000円以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下

(単位:円)

※裁量世帯の単身で年金収入のみの方は、年間収入3,924,000円以下が基準になります。

※早見表より収入が多い方でも、控除が適用され、基準を満たす可能性があります。

(2) 共通要件

① 現に住宅に困窮していることが明らかな方

原則として、次の方は「住宅に困窮」しているとは認められません。

- ・住宅を所有している方（共有名義も含む）
- ・公営住宅に居住している方（世帯分離による申込みを除く）

※ただし、身体の障害により、現在居住している住宅内で住み替えが不可能なときは申込みができる場合があります。

② 令和8年6月1日以前より、狭山市に居住し住所がある方、 又は、市外居住者で、令和8年6月1日以前より市内に勤務場所のある方

③ 在住している市町村での税金（市民税、国民健康保険税、固定資産税等）を納期までに完納している方

※生活保護受給者等を除く。

※申込み受付後に、関係課へ納税状況を照会します。

④ 現に居住し、又は同居しようとする親族があること（内縁関係者・婚約者を含む）

※親がありながら兄弟・姉妹だけなど不自然な家族構成の方は申込みできません。

※単身者の場合は次ページの単身要件を満たすこと。

⑤ 申込者及び同居（しようとする）親族が暴力団員でないこと

⑥ 外国人の方は、永住者及びその配偶者又は子、特別永住者、日本人の配偶者又は子、及び定住者のいずれかの在留資格者であること

※被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する被災者の方は、避難元の市町村が発行する居住実績証明書が必要となります。

※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は、避難元の市町村の発行する居住実績証明書が必要となります。

(3) 単身要件

単身者は(1)収入基準、(2)共通要件の①②③⑤(外国人の方は⑥も含む)のほか、次のいずれかに該当する方。

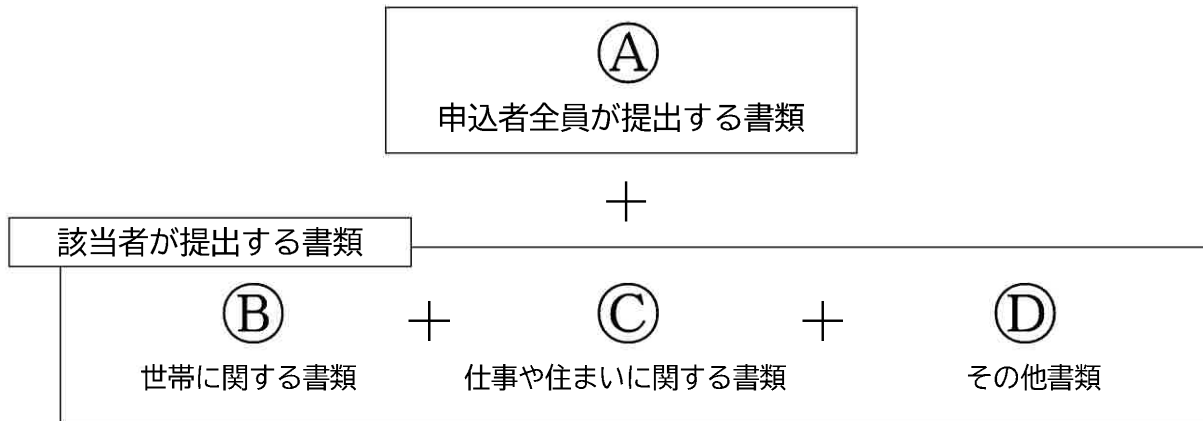
(ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護が必要で、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方を除く。)

- ① 60歳以上の方。
- ② 1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
Ⓐ(最重度)、A(重度)、B(中度)又はC(軽度)の療育手帳の交付を受けている知的障害者の方。
(単独で自立した生活ができない方は除く。)
- ③ 生活保護受給中(若年者の一時的保護を除く)又は特定中国残留邦人等のうち支援給付受給中である方。
- ④ 戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている方。
- ⑤ 厚生労働大臣による認定を受けている被爆者である方。
- ⑥ 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である方。
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である方。
- ⑧ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力被害者で、次のいずれかに該当する方。
 - ・保護施設等での保護が終了した日から5年を経過していない
 - ・裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない

4 申込みに必要な書類

【注意事項】

- ・提出書類は返却しません。必要な書類はコピーをして提出をお願いします。
- ・各証明書の発行にあたって不明なことがある場合は、発行先にお問い合わせください。
- ・後日審査時に、追加で書類の提出を求める場合があります。



(1) 申込者全員が提出する書類

A

	書類の種類	備考（書類名等）	主な発行先等	
①	市営住宅入居申込書	記入例は 25 ページ	用紙は別添（この冊子とセットでお配りしています）	
②	住民票	世帯全員で、続柄・本籍の記載があるもの コピー不可 ※外国人の場合は、「国籍」、 「在留資格」の記載のあるもの	狭山市の場合	他市の場合
③	令和8年度（令和7年分所得）課税証明書又は非課税証明書（6月1日以降に発行されたもの）	申込み世帯全員分（「中学生以下」及び「昨年度中学生で現在収入のない方」は除く） コピー不可	市役所 1 階 市民課（証明発行窓口） 又は市内各地区センター※	令和 8 年 1 月 1 日時点で住民登録をしている各市区町村窓口
④	賃貸契約書の写し	契約期間、家賃、賃借者名が明記されているもの 注1) 家族の持ち家から転居等する場合は不要。 注2) 契約が切れている場合は、更新するか、家主さんより賃貸証明書をもらう。（用紙は 21 ページ）	—	

※マイナンバーカード（個人番号カード）を使って、全国のコンビニ等で、住民票の写し、課税・非課税証明書を取得できます。詳しくは市民課へお問い合わせください。

(2) 該当する方のみが提出する書類

Ⓑ

	内 容	必要な書類	主な発行先等
①	夫婦のみ、夫婦と子供、夫婦と両親から成る世帯の方は、	必要な書類はありません。	
②	単身者	<ul style="list-style-type: none"> 生活状況申立書 戸籍謄本 又は、 離婚申立書（離婚協議中又は離婚調停中の場合のみ） 注1）配偶者の有無が確認できるもの。 注2）単身となった理由及び日付を確認するため、改製原戸籍を提出していただく場合があります。	用紙は 23 ページ 戸籍謄本：狭山市に本籍がある場合は、市役所1階市民課（証明発行窓口）又は市内各地区センター※ 離婚申立書の用紙は 11 ページ
③	母子（父子）世帯	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本 又は、 離婚申立書（離婚協議中又は離婚調停中の場合のみ） 注1）親子別戸籍の場合は、双方のものを提出。 注2）母子（父子）世帯となった理由及び日付を確認するため、改製原戸籍や児童扶養手当証書（写し）を提出していただく場合があります。	戸籍謄本：②単身者の主な発行先等をご覧ください 離婚申立書の用紙：11 ページ
④	現在婚約中の方	<ul style="list-style-type: none"> 婚約申立書（現在婚約中の方は、入居可能日までに婚姻し、同時に入居できることが条件）及び、 入居可能日までに婚姻したことが確認できる書類（戸籍謄本、住民票のいずれか） 	用紙は 19 ページ
⑤	内縁関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本	②単身者の主な発行先等をご覧ください
内縁関係申立書		用紙は 19 ページ	
⑥	DV被害者世帯	配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援センター長の証明（入所の証明） 母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） 裁判所が決定した保護決定書の写し 公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書など 	—
⑦	狭山市パートナーシップ宣誓証明を受けた方	それぞれの戸籍謄本	②単身者の主な発行先等をご覧ください
		<ul style="list-style-type: none"> 宣誓証明書の写し 又は、 宣誓証明カードの写し 	狭山市男女共同参画センター

③

	内容	必要な書類	主な発行先
①	令和8年中に狭山市に転入した方	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納なし証明書（各市区町村税の未納額がないことの証明書） ※支払いが滞っている場合は、入居が認められないことがあります。 ※申し込み時点で中学生以下の方を除いて、入居される方全員分必要です。 	前住所の市区町村
②	市外居住者で市内に勤務場所のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・在職証明書（勤務先の代表印等、押印されているもの） 	在職証明書の用紙は13ページ
		<ul style="list-style-type: none"> ・滞納なし証明書（各市区町村税の未納額がないことの証明書） ※支払いが滞っている場合は、入居が認められないことがあります。 ※申し込み時点で中学生以下の方を除いて、入居される方全員分必要です。 	住民登録をしている各市区町村窓口
③	令和7年以降に現在の職場に就職した方	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払証明書 又は、 ・給与明細書の原本とその写し（写しとの照合後に原本は返却します。） ※勤務先の代表印等、押印されているもの 	給与支払証明書の用紙は15ページ
④	令和7年以降に自営業を開業した方	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署長に提出した開業届の控（※税務署が受領したことを確認できるもの） 	—
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所得等収支明細書 	用紙は17ページ
⑤	令和7年以降に退職し、現在無職の方	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給証明書の写し（期間内のものに限る）又は、退職証明書 	退職証明書の用紙は11ページ

④

①	生活保護を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書 ※受給されている方は、必ず生活福祉課と事前に相談してから、申し込みをしてください。 	市役所1階生活福祉課
②	特定中国残留邦人等のうち支援給付を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> ・支援給付受給証明書 	—
③	障害等のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し 注) 手帳を申請中の方は、申請書の写しを提出。 	—
④	外国人の方	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード 	—

5 入居にあたって

(1) 住宅について

- ・市営住宅は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に、低廉な家賃で賃貸する住宅です。市営住宅へ入居を希望される方は、「登録制度」により、入居することとなります。この「登録制度」とは、希望の団地ごとに市が登録順位を決め、入居可能な空室が発生したときにこの順位に従って入居できる制度です。
- ・部屋の修繕は必要最小限です。市営住宅はご入居いただく前に、修繕等を実施しておりますが、床、壁、天井等、室内にキズや色染みなどが残っている場合があります。住宅の使用に支障のないものについてはそのままご使用いただきますので、ご理解、ご承知の上、お申込み・ご入居いただきますようお願いいたします。
- ・市営住宅には、車いす対応の住戸がありますが、当該住戸の入居要件は、1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている車いす使用者がいることです。
- ・一部を除き、入居者用駐車場はありませんので、ご自分で確保してください。
- ・市営住宅では犬、猫、鳥類その他の動物の飼育（一時預かりを含む）や著しい騒音を出すなど、他の入居者への迷惑行為を禁止しています。
- ・市営住宅の電気容量は最高で30アンペアです。
- ・柏団地、狭山台さくら野団地、諏訪団地、鶉ノ木団地は都市ガス、他の団地はプロパンガスです。

(2) 入居が決定したら

- ・原則として連帯保証人1名が必要です。（詳細は28ページのよくある質問を参照してください。）
連帯保証人の「印鑑証明書」及び「課税証明書」を提出していただきます。（入居者より所得が低い方など、連帯保証人として認められない場合があります。）
※外国人の方は可能な限り日本語が話せる方を連帯保証人にしてください。
- ・敷金（家賃の3ヶ月分）を納入していただきます。
- ・家賃は原則として、口座振替により納入していただきます。

(3) 入居後について

- ・団地の共用施設等の維持管理費（共益費）は入居者の負担です。入居の際、管理人におたずねください。（参考 月500円～3,500円程度）
- ・市営住宅は、住民の皆さんの協力のもとで成り立っています。管理人は、入居者の方に交代で行っていただきます。
- ・毎年「収入申告書」を提出していただき、その結果に基づき家賃を決定します。
- ・入居後5年が経過し、収入が増加し「高額所得者」と認定されたときは、住宅を明渡していただきます。
- ・家賃の納期限は毎月末日です。家賃を滞納すると延滞金がかかるばかりか、住宅を明渡さなければなりません。
- ・他の入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により市営住宅を明渡していただきます。
- ・市営住宅は共同住宅です。「共同生活のルール」を守ってください。
- ・退去時は畳の表替、ふすまの張替他、入居者負担による修繕等が必要となります。

6 登録の無効

次に該当する場合、空室待ちが無効になります。

- ・ 申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- ・ 申込みの際、指示された書類を期日までに提出しなかったとき。
- ・ 申込み内容が変更となったとき。(変更があった場合、必ずお知らせください。)
- ・ 申込者又は同居者が暴力団員であることが明らかになったとき。

7 登録の有効期限

登録の有効期間は令和9年3月31日までです。この間に入居できなかった方は改めて申し込みとなります。

なお、現在、空室の状況であっても改修工事の都合などにより、入居ができない場合があります。また、入居は早い方でも令和8年9月1日以降になります。

※入居を希望する団地を「市営住宅入居申込書」の「入居希望団地」の欄に記入していただきます。申込書を受付した後に変更することはできませんので、記入にあたっては、よくご検討ください。

※鶴ノ木台団地、水富団地は大規模修繕を予定しているため、入居開始が遅れる可能性があります。

退職証明書

㉔
⑤

住所 _____

氏名 _____

上記の者は、 年 月 日付で
退職したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者 住所 _____

電話 _____

名称 _____

代表者名 _____ ㉕

(宛先) 狭山市長

キリトリ線

離婚申立書

㉖
②,③

私は現在、配偶者の _____ と（離婚協議中・離婚調停中）
であることを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者

住所 _____

氏名 _____ ㉗

(宛先) 狭山市長

キ
リ
ト
リ
線

(このページは空白です。)

在 職 証 明 書

①
②

住 所 _____
氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日より当社に
在職していることを証明します。

勤務地住所： _____

令和 年 月 日

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

(宛先) 狭 山 市 長

キ リ ト リ 線

キ
リ
ト
リ
線

(このページは空白です。)

※これは、令和7年以降に現在の職場に就職した方が提出していただくものです。

給与支払証明書

㉔

㉓

氏名	採用年月日	年 月 日	職種	扶養親族	人
年 月	基 本 給	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月 計
年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合 計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和 年 月 日

給与支払者 所在地 _____

電 話 _____

名称及び
代表者名 _____ 印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

◇記載上の注意事項 (給与支払者様へ)

- ① 給与の支払われた直近の月から1年間さかのぼって記入してください。
(勤務が一年に満たない場合は該当月のみ、前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。)
- ② 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に記入してください。
- ③ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- ④ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

(このページは空白です。)

(このページは空白です。)

内縁関係申立書

⑤

私達は、 年 月頃から内縁関係にあることを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者

住所 _____

氏名 _____ ㊟

住所 _____

氏名 _____ ㊟

(宛先) 狭山市長

※双方に配偶者がおらず、かつ住民票で1年以上の同居（申込み締切日時点）が確認できることが必要です。

キリトリ線

婚約申立書

④

私達は、 年 月に婚約していることを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者

住所 _____

氏名 _____ ㊟

住所 _____

氏名 _____ ㊟

(宛先) 狭山市長

(注)入居可能日までに婚姻し、同時に入居できることが条件になります。

(このページは空白です。)

賃 貸 証 明 書

Ⓐ
④

(賃借人) 住所 _____
氏名 _____

(賃貸物件)
物件所在地 _____
物件名 _____

(契約内容)
契約期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
家賃 _____
同居者氏名 _____ , _____
_____ , _____

上記の賃借人に、上記の契約内容、及び物件を賃貸していることを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明者 (賃貸人) 住 所 _____

電 話 _____

氏 名 _____ ⑤

(このページは空白です。)

生活状況申立書(単身者用)

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生 (_____ 歳) 男・女

住所 _____

1 あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護を必要としますか。

必要とする 必要としない

「必要とする」とお答えになった方は、次の事項についてお答えください。

「必要としない」とお答えになった方は、5へお進みください。

2 現在のあなたのお住まい等の状況についておたずねします。

あなたの現在のお住まいは

(1) 住宅

①住んでいる住宅の階層は

1階 2階 (エレベーター：有・無) 3階以上 (エレベーター：有・無)

②同居している人は

いる いない

(2) 施設・病院等 (施設等の名称 _____)

①施設の種類

特別養護老人ホーム 障害者療護施設 医療機関 その他

②施設等から市営住宅への移転希望する理由

[_____]

(3) その他 (_____)

3 現在の心身の状況等について

(1) 介護保険法による市町村の認定

受けている ([要支援 1 2] [要介護 1 2 3 4 5])

受けていない

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか

使用している 福祉用具の種別 (_____)

使用していない

(3) 現在かかっている疾病等があれば記入してください。

[_____]

4 あなたの現在の日常生活の基本的な動作の状況についてあてはまるものに○を記入してください。

項 目	現在の日常生活の基本的な動作の状況			介護が必要と答えた動作に関する現在の介護の内容		介護が必要と答えた動作に関する入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護の内容	
	動作の全部が自分で可能	動作の一部に介護が必要	動作の全部に介護が必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)
①歩 行							
②食 事							
③入 浴							
④排 せ つ							
⑤着 脱 衣							
⑥炊事洗濯掃除等の日常家事							

(注) 介護保険によらない、市町村、ボランティア団体、親族等による介護をいう。

(1) 現在受けている介護があれば具体的に(内容・頻度、実施団体名等)ご記入ください。

[]

(2) 入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護があれば具体的に(内容・頻度、実施団体名等)ご記入ください。

[]

5 生活の相談ができる親族(2名)の住所、氏名、年齢、電話番号、続柄を記入してください。

氏 名	住 所	年 齢	電 話 番 号	続 柄

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、市営住宅の事業主体が単身入居の入居資格の認定を行うに際し、福祉部局等に意見を求める必要がある場合において、本申立書及び面接等の調査で知った事項について福祉部局等に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

(宛 先) 狭 山 市 長

氏名

市営住宅入居申込書

記入例

(宛先) 狭山市長

入居しようとする全員の資産状況及び市税の納税状況等について、関係部署に照会されることに同意し、別記(裏面)記載事項を承諾のうえ、関係書類を添付して市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。

連絡先は必ず、明記してください。

1 申込者

申込年月日		令和 年 月 日	受付 NO.	
ふりがな氏名	さやま たらう 狭山 太郎			
連絡先	04-2953-1111 (自宅・携帯・会社・その他)	つながりやすい 時間帯・曜日等	13~17時 月・水	
住所	狭山市入間川1-23-5 茶の花アパート3号			
勤務先	名称	彩の国商事(株) 埼玉支社		
	所在地	さいたま市狭山区入間1-1-1	電話番号	042-953-1111 内線 777

2 入居しようとする親族

続柄	ふりがな氏名	生年月日	年齢	性別	職業 (学校・学年)	備考
本人	さやま たらう 狭山 太郎	SOO .△△. ××	□□	男 女 其他	会社員	
妻	はなこ 花子	SOO .△△. ××	□□	男 女 其他	なし	
子	ちやこ 茶子	HOO .△△. ××	□□	男 女 其他	学生	
				男 女 其他		

3 別居の扶養親族

続柄	ふりがな氏名	生年月日	年齢	性別	職業 (学校・学年)	年間総収入額	連絡先及び 電話番号
				男 女 其他			

4 住宅等の状況

① 賃貸住宅 2 社宅 3 間借り 4 その他 () 家賃 <u>85,000</u> 円 間取り <u>3DK</u>	住宅困窮等の状況 家主よりアパートの取り壊しのため、立ち退きを求められており借家を探していますが、現在の収入で支払可能な住宅が見つからないため困っています。 入居希望団地 住戸の希望 () 第1希望 上ノ原団地 第2希望 笹井団地
--	---

備考

- 年齢は、6月19日現在の満年齢を記載してください。
- 「住戸の希望」欄には、高齢者、障害者等が1階の居室、エレベーター有り、車いす対応住宅を希望する場合のみ記載してください。

別記

- (1) この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。
また、入居の決定を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- (2) 市営住宅入居後、犬や猫等の動物を飼育しないことを誓約します。なお、飼育したときは、狭山市市営住宅条例第42条第1項第5号に基づく明渡し請求に応じ、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
- (3) 申込みに必要な書類を期日までに提出出来ない場合は、登録が無効となることについて異議申し立てをしません。
- (4) 入居前に行われる部屋の修繕は必要最小限であること、及び、床、壁、天井等、室内にキズや色染みなどが残っている場合があることについて承知の上、申し込みます。

よくある質問

市営住宅入居登録者募集について、質問の多い内容を掲載しました。
こちらをお読みいただき、ご不明な点はお問い合わせください。

Q1 現在婚約中なのですが、申込みことは可能ですか。【募集案内7ページ】

A1 申込みは可能です。

申込み時に、「婚約申立書」（用紙は募集案内19ページ）を提出していただきます。

申込みは仮受付となり、順位は最後となります。なお、空き住戸をご案内する際は、婚姻が成立していることが条件となります。

婚姻の成立後は戸籍謄本等、婚姻を証明する書類を建築住宅課までご提出していただき、その後、順位に応じて入居のご案内をさせていただきます。

Q2 離婚予定なのですが、申し込むことは可能ですか。

【募集案内7ページ】

A2 申込みは可能です。

申込み時に、「離婚申立書」（用紙は募集案内11ページ）を提出していただきます。

申込みは仮受付となり、順位は最後となります。なお、空き住戸をご案内する際は、離婚が成立していることが条件となります。

離婚の成立後は戸籍謄本等、離婚を証明する書類を建築住宅課までご提出していただき、その後、順位に応じて入居のご案内をさせていただきます。

なお、DVによる離婚協議中若しくは離婚調停中の場合は別途お問い合わせください。

Q3 家屋を所有しているが、競売又は売却をすることになっているため、申込みをしたいが可能ですか。【募集案内4ページ】

A3 現在所有している家屋を競売中又は売却中であり、入居前に家屋を所有していない見込みがある場合は、申込みが可能です。

申込み時に、競売又は売却を証明する書類を提出していただきます。

売却の場合のみ、申込みは仮受付となり、順位は最後となります。なお、空き住戸をご案内する際、家屋を所有していないことが入居の条件となります。

また、家屋の競売又は売却が完了した後、「登記事項証明書」等、家屋の所有がないことを証明する書類を提出していただきます。

Q4 最短で入居できるのはいつですか。

A4 入居登録希望者の中で一番早く入居できる世帯は、令和8年9月1日を入居日として予定しています。それ以降につきましては空き住戸を改修し次第のご案内となります。

Q5 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているため、単身で申込みをしたいが、申込みが可能な等級は何級からですか。【募集案内5ページ】

A5 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方であれば単身の申込み要件を満たしますので、申込可能ですが、単独で自立した生活ができる方に限ります。
該当する方は別途ご相談ください。

Q6 入居の際、連帯保証人1名を揃えられませんが、入居は可能でしょうか。

【募集案内2、9ページ】

A6 連帯保証人につきましては、原則1名（3親等以内の親族等条件があります。）をお願いしています。

なお、保証会社を利用することも可能ですが、この場合には緊急時の対応のため、親族の方の連絡先を別途提出していただきます。

Q7 住戸内を見ることはできますか。

A7 入居が決定しますと、市から「入居決定通知」を送付しますので、通知受理以降は内見することができます。

内見の際、部屋のカギをお貸ししますが、鍵は当日中に返却していただきます。

なお、改修工事の進捗状況によっては、入居可能日直前に内覧可能となることもありますので、予めご了承ください。

市のホームページでも各団地の参考間取り図をご覧ください。



Q8 県営住宅と市営住宅を同時に申込みことは可能ですか。

A8 可能です。なお、県営住宅の募集は年に4回（1・4・7・10月）ございます。

Q9 必要書類の提出が間に合わない場合、受付してもらえますか。

A9 仮受付はしますが、指定期限までに必要書類の提出がない場合は順位が最後になります。

市営住宅入居申込書

(宛先) 狭山市長

入居しようとする全員の資産状況及び市税の納税状況等について、関係部署に照会されることに同意し、別記(裏面)記載事項を承諾のうえ、関係書類を添付して市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。

1 申込者

申込年月日		令和 年 月 日	受付NO.	
ふりがな氏名				
連絡先	(自宅・携帯・会社・その他)	つながりやすい時間帯・曜日等		
住所				
勤務先	名称			
	所在地	電話番号		

2 入居しようとする親族

続柄	ふりがな氏名	生年月日	年齢	性別	職業(学校・学年)	備考
本人				男・女・その他		
				男・女・その他		
				男・女・その他		
				男・女・その他		

3 別居の扶養親族

続柄	ふりがな氏名	生年月日	年齢	性別	職業(学校・学年)	年間総収入額	連絡先及び電話番号
				男・女・その他			

4 住宅等の状況

1 賃貸住宅 2 社宅 3 間借り 4 その他()	住宅困窮等の状況
家賃 _____円 間取り _____	入居希望団地 _____ 住戸の希望() 第1希望 _____ 第2希望 _____

備考

- 年齢は、6月19日現在の満年齢を記載してください。
- 「住戸の希望」欄には、高齢者、障害者等が1階の居室、エレベーター有り、車いす対応住宅を希望する場合のみ記載してください。

別記

- (1) この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。
また、入居の決定を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- (2) 市営住宅入居後、犬や猫等の動物を飼育しないことを誓約します。なお、飼育したときは、狭山市市営住宅条例第42条第1項第5号に基づく明渡し請求に応じ、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
- (3) 申込みに必要な書類を期日までに提出出来ない場合は、登録が無効となることについて異議申し立てをしません。
- (4) 入居前に行われる部屋の修繕は必要最小限であること、及び、床、壁、天井等、室内にキズや色染みなどが残っている場合があることについて承知の上、申し込みます。

令和8年度柏原団地内シルバーハウジング用

市営住宅柏原団地内

高齢者・車いす使用身体障害者向け 世話付住宅入居登録者募集案内

市営住宅入居登録者募集案内と併せてご覧ください。

※シルバーハウジング(世話付住宅)事業は、見直しの対象となっていますので、今後取り扱いが変更となる可能性があります。

この住宅は世話付住宅へ入居された高齢者や身体障害者に生活援助員を派遣し、入居者に対して生活相談や緊急通報システム等による安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、入居者が自立して安心かつ快適な生活を営むことができるようにその在宅生活を支援することを目的としています。

通常の市営住宅としての入居要件に加え、生活援助員の派遣を受けるための要件が必要です。

(1) 柏原団地内シルバーハウジング対応住戸一覧

柏原団地のうち、次の住宅が対象となります。

対象世帯	間取り (住宅戸数)	家賃 (予定)	入居要件
単身者	1DK (8戸)	18,100円 ～ 35,600円	自炊が可能な程度の健康状態の方で、独立して生活するには不安があると認められる65歳以上の方
夫婦等世帯	2DK (6戸)	23,700円 ～ 46,500円	上記に該当する方と同居する60歳以上の配偶者のみからなる世帯又は65歳以上の親族のみの世帯
車いす使用 身体障害者 単身者	1DK (1戸)	20,400円 ～ 40,200円	1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方等で日常生活を営む上で、移動に車いすを使用される方
車いす使用 身体障害者 世帯	2DK (1戸)	26,900円 ～ 52,800円	上記に該当する障害者とその配偶者のみからなる世帯、または当該障害者と65歳以上若しくは18歳未満の方、もしくは障害者のみからなる世帯

※家賃は入居者の収入等に応じて毎年変動します。

裏面も必ずご覧ください。

(2)費用負担

この住宅に入居された方は、家賃や共益費のほかに次の費用を負担していただきます。

①生活援助員派遣事業に要する費用

1ヶ月1世帯当たり0～4,900円

各世帯の収入に応じて変動します。

②緊急通報システムに要する費用

システムの動作に関する電気料がかかります。

(3)応募方法

「市営住宅入居登録者募集案内」をよくお読みになり、所定の期間に案内書に付いている申込書にて登録してください。登録者は空室が発生した時点で別途面接審査を受けていただきます。(身体等の状況により入居できない場合があります。)

◇注意事項

当市営住宅はあくまでも賃貸住宅であり、老人ホーム等ではありませんので、配食サービスや介護サービスはありません。各種福祉サービスの利用を希望する方は別途、手続きが必要となります。

また、あらかじめ定められたサービス以外の生活援助員のサービス提供はできません。この住宅は世話付住宅のため、対象となる入居者が死亡、施設入所、長期入院等の場合は、住宅を退去していただくことになります。

シルバーハウジング(世話付住宅)事業は、見直しの対象となっておりますので、今後取り扱いが変更となる可能性があります。

問い合わせ 電話番号 04-2953-1111

メールアドレス kentiku@city.sayama.saitama.jp

住宅の応募については……

建築住宅課 市営住宅担当 内線2220.2235

生活援助員派遣事業については……

高齢者支援課 高齢者支援担当 内線1571.1572

入居登録者募集市営住宅一覧表（令和8年度）

令和8年5月末現在

○ 改修可能な住戸ができ次第、順次改修し入居のご案内をします。

※ 鶺ノ木団地、水富団地は大規模修繕を予定しているため、入居開始が遅れる可能性があります。

竣工年	団地名	所在地/ 狭山市駅からの主な交通手段と所要時間	構造	間取り	家賃(円)	単身者	EV	駐車場	車いす	小学校	中学校
1972	東鶺ノ木団地	鶺ノ木4番44号/ 西口バス10分さやま地域ケアクリニック 下車徒歩3分	RC造 4階建	2UDK (1UDK)	13,800~ 27,300	○	×	×	×	入間川	入間川
1973	鶺ノ木団地	鶺ノ木7番10号/ 西口バス12分鶺ノ木下車徒歩3分	RC造 4階建	2UDK (1UDK)	15,100~ 30,000	○	×	×	×	入間川	入間川
2014 2015	鶺ノ木団地	鶺ノ木28番1号/ 西口バス12分鶺ノ木下車徒歩10分	RC造 5階建	1DK 2K 2DK 3DK	15,200~ 43,100 17,100~ 33,900 21,800~ 52,400 26,400~ 52,400	○ ○ ×	○	○	○ ×	入間川	入間川
1981	東霞野団地	入間川2丁目31番28号/ 西口徒歩12分	RC造 3階建	3DK他	21,100~ 41,600	×	×	×	○	入間川東	入間川
1980	霞野団地	入間川2丁目32番6号/ 西口徒歩9分	RC造 3階建	3DK	20,700~ 40,800	×	×	×	×	入間川東	入間川
1993	諏訪団地	入間川4丁目4番8号/ 西口バス8分下諏訪下車徒歩5分	RC造 5階建	1DK 3DK	14,500~ 28,600 27,700~ 57,000	○ ×	×	○ *1	×	入間川	入間川
1974	中平野団地	入間川1465番地2/ 東口バス7分井戸窪下車徒歩3分	RC造 5階建	3DK (2DK)	17,300~ 34,300	×	×	×	×	富士見	狭山台
1992	狭山台 さくら野団地	狭山台1丁目29番1号/ 東口バス10分狭山台団地下車徒歩5分	SRC造 10階建	3DK他	24,400~ 58,400	×	○	○	○	狭山台	狭山台
1971	水富団地	広瀬2丁目29番1号/ 西口バス13分下広瀬下車徒歩2分	RC造 4階建	2UDK	12,700~ 23,600	○	×	×	×	水富	西
1970	広瀬団地	広瀬3丁目3番地8号ほか/ 西口バス10分広瀬消防署前下車徒歩3分	RC造 4階建	2UDK	11,100~ 21,700	○	×	×	×	水富	西
1976 1977	上ノ原団地	大字上広瀬1345番地1/ 西口バス15分下広瀬下車徒歩15分	RC造 5階建	3DK (2DK)	18,200~ 33,700	○	×	○ *1	×	水富	西
1978	笹井団地	笹井1丁目9番1号ほか/ 西口バス18分狭山グリーンハイツ 下車徒歩7分	RC造 4・5階建	3DK	19,600~ 38,900	○	×	○	×	笹井	西
1988 ~ 1990	柏団地	柏原99番地2(A・B棟) 柏原214番地(C・D棟)/ 西口バス15分奥州道下車徒歩1分	RC造 3・4・6 階建	3DK	24,400~ 56,100	○	B棟 のみ ○	○ *2	○	柏原	柏原
2000	柏原団地	柏原692番15/ 西口バス18分柏苑下車徒歩2分	RC造 4階建	2DK 3DK 1DK (高齢者向) 2DK (高齢者向)	23,200~ 48,100 28,600~ 56,200 18,100~ 40,200 23,700~ 52,800	×	○	○	×	柏原	柏原
1987	上河内団地	柏原2778番地4/ 西口バス13分土橋下車徒歩5分	RC造 3階建	3DK他	21,400~ 44,900	○	×	○ *1	○	柏原	柏原
1975	南柏団地	柏原2877番地1/ 西口バス12分新富士見橋下車徒歩7分	RC造 4・5階建	3DK (2DK)	17,200~ 32,400	○	×	×	×	柏原	柏原

◇注意事項

*1 障害者用駐車場のみ設置されています。(空き状況については、ご確認ください。)

*2 柏団地はC・D棟のみ入居者用駐車場(軽自動車のみ)が設置されております。A・B棟については障害者用駐車場が設置されております。

・家賃は毎年、入居者の収入等に応じて変動します。

・柏原団地の入居希望者(単身世帯)で高齢者向生活援助員付(シルバーハウジング)にお申込みの方は柏原団地の一般住宅への申し込みはできません。

